

○政省令等による追加情報（平成31年4月22日現在）

平成31年度税制改正の関連政省令などが公表され、平成31年度税制改正の詳細が明らかとなりました。そこで、追加情報を下記のとおり整理しましたので、ご活用ください。

□ 個人版事業承継税制の創設

【22 頁】 個人事業承継計画の様式等

個人版事業承継税制に必要な個人事業承継計画について、中小企業庁から様式が公開されている。実際の贈与等後の認定申請の様式やマニュアルは今後公表される予定となっている。

- ・ 中小企業庁HP「個人版事業承継税制の前提となる認定」（平成31年4月3日更新）

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.htm

また、個人版事業承継税制が創設されたことにより、法人の事業承継税制について、各用語に一部修正が行われたため、法人の事業承継税制についても様式が一部変更されている。

- ・ 中小企業庁HP「法人版事業承継税制（特例措置）の前提となる認定」（平成31年4月18日更新）

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm

- ・ 中小企業庁HP「法人版事業承継税制（特例措置）の前提となる認定に関する申請手続関係書類」（平成31年4月18日更新）

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.htm

【22 頁】 個人版事業承継税制の担保

法人版事業承継税制では対象株式のすべてを担保提供すれば、納税猶予の適用を受けている贈与税額・相続税額に相当する担保を提供しているものとされていたが、個人版事業承継税制については同様の規定が存在しない。そのため、担保提供した不動産等に価値下落が生じた場合など、追加の担保提供を求められることになるため注意が必要となっている。

□ 法人版事業承継税制の納税猶予打切り事由の緩和

【37 頁】 やむを得ない事情により資産保有型会社等に該当することとなった場合

一定のやむを得ない事情により資産保有型会社に該当することとなった場合に、その該当することになった日から 6 月以内に資産保有型会社に該当しなくなったときは打切り事由に該当しない。

同様に資産運用型会社に該当することとなった場合であっても、その該当することとなった事業年度終了の日の翌日以後 6 月を経過する日の属する事業年度において資産運用型会社に該当しなくなったときは打切り事由に該当しない。これは、資産運用型会社の判定は事業年度単位で行うためであり、翌事業年度において資産運用型会社に該当しなければ打切り事由に該当しないこととなる（租税特別措置法施行令 40 の 8 の 2⑤・⑦）。